

徳島県地域公共交通協議会規約

令和3年6月18日制定

（目的）

第1条 徳島県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県生活交通協議会が策定した次世代地域公共交通ビジョンに基づく、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を徳島県徳島市万代町1丁目1番地に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- （2）地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- （3）地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

（協議会の委員）

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- （1）徳島県
- （2）関係市町村
- （3）公共交通事業者
- （4）道路管理者
- （5）徳島県警察本部
- （6）学識経験者
- （7）その他協議会が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員は、代理人を指名することはできない。ただし、第6条第1号から第5号に規定する委員については、この限りではない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、徳島県県土整備部次世代交通課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第12条 協議会の運営に要する経費は、国、地方公共団体からの補助金及びその他収入をもって充てる。

（監査）

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第 15 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。